

第 10 章

開 発 審 査 会
〔法第78条〕

第10章 開発審査会

法第78条
令第43条
宮崎県開発審査会条例

都市計画法

(開発審査会)

第78条 第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、都道府県及び指定都市等に、開発審査会を置く。

2 開発審査会は、委員5人以上をもって組織する。

3 委員は、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生又は行政に関しすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる者のうちから、都道府県知事又は指定都市等の長が任命する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(1) 破産者で復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 都道府県知事又は指定都市等の長は、委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、その委員を解任しなければならない。

6 都道府県知事又は指定都市等の長は、その任命に係る委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められるとき。

7 委員は、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のある事件については、第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決に関する議事に加わることができない。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、開発審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県又は指定都市等の条例で定める。

都市計画法施行令

(開発審査会の組織及び運営に関する基準)

第43条 法第78条第8項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 開発審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めるものとする。

(2) 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理するものとする。

(3) 開発審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次号において同じ。）のほか、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができないものとする。

(4) 開発審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

宮 崎 県 開 発 審 査 会 条 例

宮崎県開発審査会条例

(昭和45年宮崎県条例第17号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、宮崎県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第1条の2 審査会は、委員7人をもって組織する。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、会長（会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する委員）及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第5条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、県土整備部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年宮崎県条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第10号抄）

(施行期日)

1 この条例は平成19年4月1日から施行する。

1. 開発審査会

開発審査会は、法第78条に基づき都市計画法の開発許可制度執行の附属機関として、都道府県又は指定都市等（事務処理市町村は除く。）に置かれ、法律、経済、都市計画、建築、公衆衛生、行政の学識経験者5人以上（宮崎県開発審査会においては、7人）をもって組織されます。

その役割は、次のとおりとなっています。

- (1) 法第50条の規定による開発許可に関する不服申立に対する裁決
- (2) 法第34条第14号又は令第36条第1項第3号ホに規定する市街化調整区域における開発行為又は建築物の新築、用途の変更で市街化を促進するおそれがなく、かつ、やむを得ないと認められるものの開発許可又は建築許可に関する諮問についての審議
- (3) 市街化調整区域における土地区画整理事業の認可に関する審議

開発審査会は、都道府県と指定都市（宮崎市）にのみ設置されます。

したがって、知事はその権限に属する事務を市長に委任した場合（延岡市はこれに当たります。）にも、前記の事項については県の開発審査会が処理することになります。